



◆平成26年度◆

住宅リフォーム補助金

申請受付開始!

申請受付は4月1日からですが、事前相談は行っています。お気軽にご相談ください。

申請期間

平成26年4月1日(受付開始)より
平成27年3月6日(工事完成)まで

申請できる方

- ①御代田町に住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者
- ③町税・使用料等の滞納がない方(同一世帯全員)
- ④平成27年3月6日までに工事完了できること。
- ⑤過去に住宅リフォーム補助金を利用していないこと。

対象となる住宅

- ①自己または家族の居住に供する住宅
- ②建築基準法に適合する住宅
- ③店舗等併用住宅の場合は住宅部分のみ
- ④他の補助事業を受けていないこと(御代田町木造住宅耐震補強補助事業補助金は除く)

対象となる工事

- 対象工事費20万円以上(消費税を除く)
- ①CO₂排出量削減を目的とした工事
 - ②高齢者等の生活支障排除を目的とした工事
 - ③住宅の長寿命化を目的とした工事
- ※申請前に着工してしまった工事は補助対象外です。
※対象工事の詳細および補助対象外の工事については、町ホームページをご覧ください。

工事を行うことができる業者

町内に本社を有する業者または個人事業主
※詳しくは事前にご相談ください。

補助額

対象工事費の20% 最高限度額20万円

例1 対象工事費50万円
50万円×0.2=10万円→助成額10万円

例2 対象工事費120万円
120万円×0.2=24万円→助成額20万円

(1,000円未満端数切り捨て)

事業の流れ

① 対象となるかなど事前相談(受付中)



② 補助金交付申請(4月1日受付開始)



③ 補助金交付決定通知



④ 工事開始(事前着工はできません)



⑤ 工事完了・実績報告書提出(平成27年3月6日まで)



⑥ 完了検査・検査済通知



⑦ 補助金請求・支払い

申請方法

建設水道課都市計画係にある「申請書」に必要事項を記入の上、必要書類(見積書・写真など)を添付し提出ください。施工業者による代理申請の場合は、委任状が必要です。町ホームページからも申請書等がダウンロードできます。

木造住宅耐震補強工事補助金

住宅リフォーム補助金のほか、昭和56年5月31日以前に着工された木造在来工法の住宅については、耐震補強工事に関する補助制度があります。耐震補強工事費の2分の1以内限度額60万円まで補助が利用できます。なお、利用にあたっては、工事実施前に耐震診断を実施する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

○耐震補強工事までの流れ

- ①耐震診断の実施(診断費無料)
耐震診断の結果、耐震補強工事が必要であり、工事を実施する場合。
- ②耐震補強工事
補助額:対象工事費の1/2以内(限度額60万円)

問い合わせ先 建設水道課都市計画係 (内線38・39・75)

タクシー利用助成事業

障害者福祉タクシー利用助成事業

をご利用ください

■タクシー利用助成事業・障害者福祉タクシー利用助成事業の内容

種 類	タクシー利用助成事業	障害者福祉タクシー利用助成事業
受付開始日	事前受付中 購入は4月1日(火)から	4月1日(火)
受付窓口	企画財政課 企画係	保健福祉課 福祉係
利用できる方	70歳以上で御代田町に 住民登録のある方	御代田町に住民登録のある方で、次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳の障害程度が1～3級に該当する方 ●療育手帳の障害程度がAに該当する方 ●精神保健福祉手帳の障害程度が1級に該当する方
利用可能枚数	1人につき30枚まで	1人につき30枚まで ただし、70歳に達する月の前月分までとなります。(70歳に達する月からは、企画財政課が窓口のタクシー利用助成券をご利用ください)
購入方法	●購入申込書に必要事項を記入し、助成券を1枚600円で購入してください。6枚単位の購入です。 ※印鑑をお持ちください	●購入申込書に必要事項を記入し、助成券を1枚600円で購入してください。1枚単位の購入です。 ※印鑑をお持ちください
利用方法	●1回につき1,500円まで利用できます。1,500円を超えた金額は、その都度ご自分でお支払いください。 ●おつりはできませんのでご注意ください。 ●タクシー券が利用できるのは「軽井沢観光タクシー」「松葉タクシー」です。	

※購入申込書は、町ホームページからもダウンロードできます。

ご注意ください

平成25年度のタクシー利用助成券・障害者福祉タクシー利用助成券の有効期限は、平成26年3月31日(月)です。期限までに利用しなかったタクシー券は、翌年度に繰り越すことができません。購入した窓口で代金の払い戻し請求をしてください。

●払戻受付期間 4月1日(火)～30日(水) (土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分)

- 必要な物
- ①使用しなかったタクシー券
 - ②本人の口座番号がわかるもの(返金は口座振込のみです。)
 - ③印鑑 (※印鑑がないと払い戻しできません。必ずお持ちください。)

※タクシー券の購入申し込みおよび払戻請求を代理人が行う場合は、委任状が必要です。

タクシー利用助成事業に関する問い合わせ先

企画財政課企画係(内線53)

障害者福祉タクシー利用助成事業に関する問い合わせ先

保健福祉課福祉係(32)6522